

簡易株式交換公告

平成 25 年 8 月 9 日

株主各位

大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号
eBASE 株式会社
代表取締役社長 常包 浩司

当社は、平成 25 年 7 月 31 日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 1 日（日曜日）を効力発生日として、eBASE・NeXT 株式会社（本店所在地 大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議しましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株式買取請求を希望される株主様は、効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上